

処 分 基 準

令和 6 年 8 月 1 日 作成

法 令 名：道路交通法

根 抱 条 項：第 108 条の 32 の 2 第 5 項

処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定の取消し

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

道路交通法第 108 条の 32 の 2 第 1 項（運転免許取得者等教育の認定）

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 1 条（課程の区分）、第 2 条（運転免許取得者等教育指導員）、第 3 条（設備）、第 4 条（課程の基準）

処 分 基 準：

公安委員会は、道路交通法第 108 条の 32 の 2 第 1 項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

この認定を取り消す場合の基準は、別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

問い合わせ先：交通部運転免許課講習第三係 （電話 0744-25-7744）

備 考：